

令和7年2月28日

課 名：建築指導課
電 話：092-643-3719
担 当：河島、田上

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：

東京都墨田区押上1-1-2
パナソニック産機システムズ株式会社

2 指名停止の期間：

令和7年2月28日 ～ 令和7年4月27日（2ヵ月間）

3 事実概要：

パナソニック産機システムズ(株)は、資格要件を満たさない者を工事現場に配置していたことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、関東地方整備局から令和7年1月31日付で同法第28条第3項の規定による監督処分（営業停止22日間）を受けた。

4 指名停止の理由：

「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止2ヶ月間とする。

【福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 別表その2第11号該当】

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1.1 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内